

新型コロナウイルスワクチン接種業務受託事業者による不正請求について

令和5年7月18日の環境福祉委員会での報告のとおり、令和3年2月から令和4年8月における請求内容について、受託事業者である日本トータルテレマーケティング株式会社（以下「NTM」という。）に対して根拠資料の提出を求め、調査を行った結果、約1,785万円（令和4年9月分約4,061万円も加え、合計約5,846万円）の過大請求が発覚したところです。当該過大請求分はすでに本市に返還させましたが、京都府警に対して刑事告訴に係る協議を進めるとともに、NTMに対し、更なる過大請求その他の不正の有無について報告を求めたところ、令和5年8月7日付けでNTMにおいて第三者調査委員会が設置されました。

この第三者調査委員会の調査の結果、新たに約7億円にものぼる不正請求が確認されたとの中間報告がとりまとめられ、令和5年11月10日にNTMが本件に係る謝罪及び経過説明の記者会見を実施しましたので、その概要及び本市の対応について御報告します。

1 NTMにおける第三者調査委員会の概要

事案の重大性に鑑み、過大請求の全貌と経過を明らかにするため、利害関係を有しない外部の弁護士3名を委員として構成する調査委員会を設置。

【調査項目】

- ① 本業務における京都市に対する過大請求その他の不正等に係る事実関係の解明
 - ② NTMの同種業務における類似の過大請求等の有無の調査
 - ③ 原因の究明及び再発防止策の提言
- ※ 調査の報告は①を先行して実施し、今回、中間報告としてとりまとめられた。②③を含む最終報告は年内を目途に報告される予定。

2 NTMからの報告の概要

第三者調査委員会からNTMに中間報告が出されたことを踏まえ、令和5年10月30日に、NTMから本市に対して、中間報告の概要及び不正請求額の返還について報告があった。

(1) 中間報告の概要

- ア 第三者調査委員会の調査の結果、契約期間（令和3年2月～令和5年3月）のうち、令和4年8月以前分において、請求書やタイムシートの捏造等による不正請求の事実が発覚した。
- イ 不正請求額は748,886,873円（令和3年2月～令和4年8月分、本市の調査により判明し、既に返還を受けた約1,785万円を含むと思われる。）

ウ NTMのコールセンター運営を担当していた事業本部の副本部長が、契約内容について、単価契約のところ総価契約と誤認し、運用現場に対して、人員配置の実績ではなく、予定時間数に基づいて京都市に委託料を請求するよう指示をした。運用現場では、令和4年9月分の過大請求が判明するまで予定時間数に基づいて請求していた。

エ 令和5年2月、本市から、令和3年2月分から令和4年8月分までのタイムシート等の関係資料の提出を求められた際に、過大請求があることが判明したが、当該副本部長は、この事実を把握後も、自己保身のために当該事実を隠ぺいすることを決意し、虚偽の関係資料を作成ないし調達させるよう、運用現場の責任者に指示をした。

オ 当該副本部長及び運用現場責任者は、本件業務とは別業務の請求書を本件業務に係るものであるように偽造するとともに、本件と関わりのあった人材派遣会社の社員に対して虚偽の資料を作成させ、京都市に提出し、事実の隠ぺいを図った。

(2) 不正請求額の返還について

NTMにおいて調査委員会が算定した不正請求額を改めて確認し、11月末までに根拠資料を添えて京都市に報告する。京都市による精査確認後、不正請求額全額を返還する。

3 NTMによる記者会見（令和5年11月10日実施）

(1) 出席者

代表取締役社長 森 真吾氏

執行役員 野上 三四郎氏、執行役員 折笠 光一氏

(2) 主な発言内容（「2(1)中間報告の概要」に係る部分を除く）

ア 命と健康を守る公共事業で、このような重大な事態を生じさせ、市民、国民に重ねて深くお詫びする。

イ 今回の調査は、令和4年8月以前分を対象としたものであり、令和4年9月以降分の調査を含めた、全体の調査結果については、年内を目途に最終報告においてとりまとめる。

ウ 契約当初（令和3年2月）から令和4年8月までの過大請求については、あくまでコールセンターの運営担当が契約書を確認しておらず、単価契約のところ総価契約と誤認していたことが原因であり、意図的なものではないが、組織の管理体制に問題があったと反省している。

エ 一方で、過大請求の事実を把握後も、当該事実を隠ぺいしたことについては、当該副本部長及び運用現場責任者ら個人によるものであり、組織的な不正請求ではない。7月23日に当該副本部長から告白を受けるまで社長を含め、幹部社員は不正請求について知らなかった。

オ 当該副本部長は10月24日付で懲戒解雇、運用現場責任者は11月8日付で諭旨解雇とした。なお、NTMから両元社員への告発は予定していない。

カ 社長以下幹部社員の進退は最終報告の後に検討する。

4 本市の対応

(1) N T Mとの認識の違いについて

総価契約と単価契約の誤認について、中間報告及び記者会見では「契約当初は総価契約と誤認しており、令和4年12月に初めて単価契約が正しいことを覚知した」とされているが、これまでN T Mは本市に対し、「契約当初から単価契約と認識していたが、令和4年7月に現場責任者が変わった際の引継ミスにより、新たな現場責任者が誤って総価契約であると誤認してしまった」と今回と異なる説明をしているため、現在、N T Mに対して事実関係を確認している。

(2) 令和4年9月以降分の不正請求疑いについて

ア 令和5年7月、本市が令和4年8月分以前の調査を行うために、これまでにN T Mから提出された資料も含めて精査を行っていたところ、令和4年9月以降分の請求の根拠資料に他の自治体の業務に係るタイムシートが混入し、不正請求が行われている疑いを覚知した。このため、この間、刑事告訴に向けて、京都府警と協議を進めている。

イ なお、本件については、記者会見の当日にN T Mから本市に対して報告があり、現在、最終報告に向けて調査委員会において調査中と聞いている。

(3) その他

ア N T M及び第三者調査委員会に対して、令和4年9月以降分の不正請求疑いも含め、最終報告での全容解明を求めている。

イ 中間報告を踏まえてN T Mから改めて不正請求額についての報告を受け、本市においても根拠資料等に基づき精査し、不正請求額を確定させ、速やかに返還させる。なお、返還された不正請求額はすべて国へ返還する。

ウ 令和5年11月10日付で入札参加停止期間をさらに12か月延長させ、現在の12か月から24か月に変更し、本年7月13日から令和7年7月12日までを参加停止期間とした。

エ 現在、行っている京都府警との刑事告訴に向けた協議について、速やかに受理いただけるよう、更に強力で押し進める。

<参考>

委託先事業者名 : 日本トータルテレマーケティング株式会社

委託先本社所在地 : 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

代表者名 : 代表取締役 森 真吾氏

契約期間 : 令和3年2月～令和5年3月

委託金額(総額) : 7,968,433,838円

委託業務の内容 : 京都市における新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴い必要となる接種券の発行その他の事務処理、市民からの問い合わせ対応、集団接種会場の設営及び運営、接種医療機関へのワクチンの配送等に係る業務